

法科大学院等の教育の改善について（論点と改善の方向性）（案）

I. 法科大学院の目指すべき方向性

- グローバル化の更なる進展や、第4次産業革命によるビジネスモデルの転換等を踏まえた、我が国の成長を担う法曹・法律系人材を育成すべき。
- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成・輩出されるよう、法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることができる途を確保するなど、その制度改革を進めるべき。
- その際には、法科大学院教育の更なる改善・充実に併せ、法曹志望者に対する学部段階における法学教育の在り方も含め、大学における法学教育全体の在り方を総合的に検討すべき。
- また、大学における法学教育や法科大学院の司法試験合格率等の状況を踏まえ、法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方について、関係者における十分な議論を経た上で、改革に着手すべき。

II. 個別の論点

1. 法科大学院と法学部等との連携強化について

(1) 組織の在り方

<論点>

- 法曹養成のための教育、研究者養成のための教育、その他の進路に進む者のための教育の役割分担について、法学教育・研究を担う場が法科大学院及び法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）から構成されていることを踏まえ、どのように考えるか。
- 法科大学院と法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）の有機的連携の強化、または組織の一体化を促進することとしてはどうか。

<現状>

- ・法科大学院制度の創設に当たっては、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割に特化するため、「独立性の確保」が求められたことから、多くの法科大学院が独立研究科として設置され、現在に至っている。
- ・独立研究科として設置されたことは、組織としての決定がスムーズになるなどのメリ

ットがあった一方、法学部等との連携がしにくいといった課題も生じている。

- ・現在、法科大学院と法学部の間では、効果的な教育を実施する観点から、授業の相互交流や教員の相互交流、法科大学院進学・法曹志望への動機付けといった取組が連携して実施されている。
- ・また、法科大学院自体は独立した組織とされているものの、法学部や法学研究科と教員組織を一体化することで、連携を強化している事例も存在する。

<改善の方向性>

- ・法学部や法学研究科等との組織の一体化など、独立研究科以外の柔軟な組織形態の採用が可能であることを明確化してはどうか。
- ・法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携の実効性を高めるため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が学部や大学院（修士課程・博士前期課程）の専任教員となることを一定程度認める方向で、大学院部会において関係規定の在り方を議論していただくこととしてはどうか。

(2) 時間的負担の軽減

<論点>

- 優れた資質を有する法学部生が学部3年次終了時点で法科大学院既修者コースに入学する仕組みの対象者を更に拡大させていく上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。
- また、早い段階で法曹志望が明確である学生のニーズに応えるため、飛び入学・早期卒業の利用を念頭においた教育課程面の連携の考え方について検討が必要ではないか。特に、法学部と法科大学院の間で当該コースを事実上の「5年一貫コース」として運用していく際に、どのような課題があるか。

<現状>

- ・早期卒業・飛び入学を利用して既修者コースへ入学する者は、平成29年度では47名となり、近年増加傾向にあるが、入学者に対する割合は約3%にとどまる。
- ・いくつかの大学では、法学部において法科大学院進学を念頭においたコース（以下「法曹コース」という。）を設置しているが、当該コースの開始年次や学修内容は大学によって様々である。学部時代に法曹コースに所属していても、法科大学院においては、他の学生と同様の教育課程を履修することとなるのが通常である。
- ・また、法科大学院制度の創設時に入学者選抜の公平性・開放性・多様性が求められたことから、自大学の学生を対象とした推薦入試等の導入については、各法科大学院において謙抑的な運用が行われている。

<改善の方向性>

- ・法曹への志望が明確である学生に対しては、飛び入学・早期卒業の利用を前提に、法学部から法科大学院までの教育課程を一貫的に実施するなど、教育課程面での連携を強化すべきではないか。
- ・具体的には、法学部に法曹コースを設置することを奨励し、**法学部教育と法科大学院の1年目の教育の関係を整理した上で、法科大学院教育と接続した教育を行い、例えば一部を先行して履修することや、学部教育を改善して全体として教育の充実を図ることが考えられるのではないか。**
- ・**法学部に法曹コースを設置することとした場合、その制度的位置づけをどのように考えるべきか。コース設定が困難である可能性がある比較的小規模な大学や、法科大学院を設置していない大学の扱いに留意しつつ検討が必要ではないか。その際、幅広い教養を身に付ける機会の確保や、学生の選択肢が固定化しないよう留意が必要ではないか。**
- ・**学部に法曹コースが設置されたとしても、法科大学院への進学に結びつかなければ有効に機能しないと考えられるため、一定程度の推薦枠を設けるなどの対応が必要ではないか。その際、公平性・開放性・多様性と言った理念を尊重しつつ、一貫的な教育の実施を可能とするために留意すべき事項はどのようなものか。**
- ・法学部生の進路は多様であり、法曹になるための学部教育と一般の学部教育には違いがあることから、具体的な教育課程の検討にあたっては法学部教育への影響に留意しつつ、法学部と法科大学院のそれぞれで学修すべき内容について検討することが必要ではないか。

(3) 研究者養成

<論点>

- 法学研究の道を選択する者を継続的に確保していくために必要とされる法科大学院と法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携などの方策はどのようなものか。

<現状>

- ・法科大学院制度の創設にあたっては、法学系の大学院（修士課程・博士課程）と連携して充実した教育研究が行なわれることが望ましいとされ、法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格を持つことが期待されていた。
- ・法科大学院の中には、リサーチペーパーの単位化等、研究者養成の促進に向けた取組を行っている例もみられる。法科大学院を経由して研究職に就く者は、法学部入学者は横ばい傾向が続き、法科大学院志願者や法曹志願者が減少する中で、当初期待していた規模には及んでいないとの指摘がしばしばなされる状況にある。

<改善の方向性>

- ・具体的な連携方策としては、法科大学院と研究大学院のカリキュラム上の連携や教員の兼務にかかる制度面の障壁を取り払うことなどが考えられるのではないかと。

(4) 地方における法曹養成の在り方

<論点>

- 地方における法科大学院と法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携による法曹養成機能の在り方をどのように考えるか。
- 法科大学院間での効果的な教育方法の共有などを通じた質の高い教育が必要ではないか。

<現状>

- ・司法制度改革においては、地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとされたが、地方に立地する法科大学院の募集停止が相次ぎ、地方における法曹養成機能の再構築が必要な状況にある。

<改善の方向性>

- ・募集停止となった法科大学院が立地する地域や、**法科大学院が立地していない地域**に居住する者について、今後も法科大学院教育を享受することを可能とする方策として、**法学部に他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することが考えられるのではないかと。**また、ICTを活用した教育の実施も考えられるが、その際の課題はどのようなものか。

2. 法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

(1) 総論

<論点>

- 法学未修者（純粋未修者）については、初年度の1年間で既修者に追いつくことは相応に困難であるという実情があること、また、未修者コース入学者の約7割が法学部出身者であること等を踏まえ、①「法学未修者」の定義をどのように考えるか、②法学未修者（純粋未修者）の入学を前提とした現在の教育システムについてどのように考えるか。

<現状>

- ・法科大学院入学者に占める未修者コース入学者の割合は約33%である一方、法学系課程以外の課程出身者は約15%となっている。また、法科大学院入学者に占める実務経験者の割合は約20%となっており、**入学者に占める法学系課程以外の出身者または実務経験者の割合は約25%となっている。**

- ・法学未修者コース入学者567名の内訳は、法学系課程以外の出身者（いわゆる純粋未修者）が165名（うち107名が実務経験者）、法学系課程出身者が402名（うち87名が実務経験者）となっている。つまり、実務経験者は194名、法学系課程以外の出身者または実務経験者は252名（未修者コース入学者の約44%）となっている。
- ・なお、法学既修者コース入学者1,137名の内訳は、法学系課程以外の出身者が84名（うち51名が実務経験者）、法学系課程出身者が1,053名（うち93名が実務経験者）となっている。つまり、実務経験者は144名、法学系課程以外の出身者または実務経験者は177名（既修者コース入学者の約16%）となっている。
- ・平成28年3月末の修了者のうち、未修者コースの標準修業年限修了率は52.4%、未修者コース修了者の1年目の司法試験合格率は17.1%（既修者コース修了者は45.3%）となっている。

<改善の方向性>

- ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外の課程出身者の実態に鑑みれば、入学者に占める法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者の合計割合を「3割以上」と規定した文部科学省告示を見直すことが適切ではないか。
- ・多様なバックグラウンドを有する多くの者が法科大学院への入学を志望し、「純粋未修者」又は「十分な実務経験を有する者」が未修者コース入学者の多数を占めるようにするための方策を検討する必要があるのではないか。

(2) 教育方法

<論点>

- 法学未修者（純粋未修者）については、法学部への学士編入学を促進することや、受入れ校を拠点化することなど、法学未修者（純粋未修者）が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討することが必要ではないか。
- 法科大学院と法学部の連携を深めることにより、法学未修者コースの初年次教育において、法学部の授業を活用することも考えられるのではないか。

<現状>

- ・平成28年度の法学部における学士編入学者（学士の学位を取得した後、学部2年次以上に編入学した者）の割合は、各学年ともに0.1%以下。
- ・既修者コースのみを置く法科大学院の設置は想定されていない。

<改善の方向性>

- ・1.(2)で記載した法学部の「法曹コース」に、純粋未修者の教育機能を持たせることで、法律基本科目に係る学修期間を実質的に長期化させることも考えられるので

はないか。また、純粹未修者が学士編入学する際の課題はどのようなものか。

- ・教育実績の高い法科大学院に法学未修者の受入れを拠点化する方向で制度面の検討を行うこととしてはどうか。その際、これまでの法学未修者を標準とした教育システムを、法学既修者を中心として捉えなおす必要があるか。

3. 法学部教育の在り方について

<論点>

- 法曹養成教育を充実させていく観点から、法学部の役割について改めて検討を行う必要があるのではないか。その際、法科大学院の役割に変更はあるか。
- 法学部卒業生の進路の多様性を踏まえて法学部において育成すべき人材像の検討を行う必要があるのではないか。また、法曹志望の学生と法曹志望ではない学生それぞれに対してどのような教育を行うことが適当か。
- 法学部生の一定数が法曹志望であることを踏まえ、法曹へのモチベーションを維持する方策を検討する必要があるのではないか。また、法曹志望者に対する法学部教育の在り方を検討するとともに、法学既修者として法科大学院に入学する際に求められる能力を明らかにする必要があるのではないか。

<現状>

- ・法学部はこれまで法曹のみならず、社会の各分野で活躍する多様な人材を育成する役割を担ってきた。法科大学院制度の創設後、このような法学部の社会的意義を保ちつつ、法科大学院との役割分担の下で法学部教育をどのように充実させるかが今なお課題となっている。
- ・平成28年度に法務省と文部科学省が共同で実施した、法学部生に対するアンケート調査の結果によれば、法学部生のうち約3割の者が将来の進路として法曹等を第一志望としている。一方、法曹を志望する学生であっても、法科大学院に対するイメージが十分でないとの指摘や、法曹を志望するモチベーションの維持が課題であるとの指摘がある。

<改善の方向性>

- ・1.(2)で記載した、法学部に「法曹コース」を設置することを奨励する際、併せて企業法務や公務員等の進路先に対応したコースを置くことを奨励してはどうか。比較的小規模な大学において、コース制を採用する際にはどのような課題があるか。

4. その他

<論点>

- 法学部入学当初から司法試験予備校に通う者の増加や、予備試験・司法試験合格によって法科大学院を中退する者の増加など、予備試験が法学部・法科大学院教育に影響を与えているという指摘についてどのように考えるか。
- 時間的負担軽減のため、法科大学院在学中の司法試験受験をはじめ、司法試験の在り方についても検討すべきではないかとの指摘についてどのように考えるか。
- 法科大学院のカリキュラムと司法試験の関係についてどのように考えるか。法科大学院の学修と司法試験の連携をしっかりと図るべきではないか。
- 企業法務の分野等では、人材不足に陥る可能性も指摘されていることも踏まえ、人的基盤の拡大の方向性を打ち出すべきではないか。